

【緊急！】消費者トラブル注意報 第98号

携帯電話業者を装ったSMS※にご注意

大手の携帯電話業者からSMSが届き、URLのクリックを求める記載があるとの相談が寄せられています。

URLをクリックすることで、不正請求や架空請求等の被害にあったり、個人情報等を入力することでさまざまな被害に遭う可能性もあります。

※ SMS=ショートメッセージサービス。携帯電話番号を利用して携帯端末間でテキストデータをやり取りできる仕組み。

□事例1

大手の携帯電話業者からメールが届き、「〇〇お客様センターです。ご利用料金のお支払いが確認できません。下記のURLに連絡をお願いします。」との内容だった。信用して良いだろうか。

□事例2

スマホに届いたメールに大手の携帯電話業者から「あなたのアカウントが不正に利用された可能性があります。下記URLをクリックして確認してください。」と記載されていた。URLをクリックすると、アプリをダウンロードするよう誘導された。

■消費者へのアドバイス**① SMS で利用料金の未払いや不正利用の確認をすることはありません**

利用料金の未払いや不正利用など、消費者の不安を煽ったり、アクセスを急がせるようなSMSであっても、一度落ち着いて家族などに相談しましょう。それぞれの携帯電話業者でもフィッシングSMSの注意喚起が行われているようです。

② SMS に記載された URL にはアクセスしないでください

URLに接続することで、意図していないサイトに誘導されたり、サイト利用料の請求を受けることも考えられます。そのようなサイトに万が一接続したとしても、接続しただけではサイトとの契約は成立していないので高額な請求に応じる必要はありません。

また、個人情報やクレジットカード番号等を入力すると迷惑メールのトラブルやクレジットカードの不正利用等の被害に遭う可能性があるため入力しないようにしましょう。

※お困りの際には、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

お問合せは

熊本県環境生活部県民生活局消費生活課 小澤

電話：096-333-2308 内線：7478